

(様式第5)

徳島森林山村づくり協議会内部監査実施規程

令和25年5月16日制定

令和7年6月19日改正

(趣旨)

第1条 徳島森林山村づくり協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査結果の報告)

第4条 内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめ、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第5条 内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後10年間保管するものとする。

(雑則)

第6条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知）、徳島森林山村づくり協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。